

○長和町田舎暮らし体験住宅の設置及び管理に関する条例

平成30年3月23日条例第8号

長和町田舎暮らし体験住宅及び長和町シェアハウスの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、長和町田舎暮らし体験住宅（以下「体験住宅」という。）及び長和町シェアハウス（以下「シェアハウス」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 体験住宅 短期利用者向けの生活体験ができる施設
- (2) シェアハウス 中長期利用者向けの生活体験ができる施設

(設置)

第3条 移住検討者に一定期間町での生活体験及び農林業体験等ができる場を提供し、移住を促進することを目的とする体験住宅を設置する。

(名称及び位置)

第4条 体験住宅及びシェアハウスの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
長和町シェア型移住体験施設N A U	長和町和田235番地1

(管理)

第5条 体験住宅及びシェアハウスの管理は、町が行う。ただし、町長が認めた場合は、管理を委託することができる。

(利用者の条件)

第6条 体験住宅及びシェアハウスを利用する者は次に掲げる全ての条件を満たす者とする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 町外から長和町に居住しようとする者、又は町外から転入して現に長和町に居住している者で、継続して長和町に居住する意思があり、現に住居に困窮していることが明らかなる者

(2) 滞在中、円滑かつ積極的に周辺の地域住民との交流を持てる者

(3) 旅行に伴う宿泊利用でない者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

（利用期間）

第7条 体験住宅の利用期間は、7日間から1箇月までとし、シェアハウスの入居期間は3年以内とする。ただし、町長が特に必要があると認める場合は、これを延長することができる。

2 体験住宅の利用期間は、12月28日から翌年1月5日までの日を除いた日とする。

（貸付料）

第8条 町長は、体験住宅及びシェアハウスを管理するため、貸付料を徴収することができる。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。